

大阪市告示第1352号

次の施設について、大阪市立男女共同参画センター条例（平成5年大阪市条例第21号）第4条第5項の規定に基づき、次のとおり臨時開館及び臨時休館について承認したので、同条第6項の規定に基づき公告する。

令和7年9月30日

大阪市長 横 山 英 幸

1 臨時開館

施設名	開館日	供用時間
大阪市立男女共同参画センター中央館	令和8年8月10日（月）、 令和9年2月12日（金）	午前9時30分から 午後9時30分まで
大阪市立男女共同参画センター南部館		
大阪市立男女共同参画センター東部館		
大阪市立男女共同参画センター西部館	令和8年5月5日（火）	午前9時から 午後9時30分まで

2 臨時休館

施設名	年月日
大阪市立男女共同参画センター中央館	令和8年8月13日（木）、令和9年1月5日（火）
大阪市立男女共同参画センター西部館	令和8年5月6日（水）
大阪市立男女共同参画センター南部館	令和8年8月13日（木）、令和8年8月14日（金）
大阪市立男女共同参画センター東部館	

（市民局ダイバーシティ推進室男女共同参画課）